

# 那覇市建築等に伴う公害防止指導要綱

昭和 61 年 5 月 21 日

告示第 78 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市において建築物等について公害防止に関する必要な指導を行うことにより公害の発生を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 公害

那覇市公害防止条例(1972年那覇市条例第1号)に定める公害をいう。

(2) 建築物等

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第2条第1号に定める建築物、法第42条第1項第5号に定める道路及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第11項に定める特定工作物をいう。

(申請及び指導)

第 3 条 本市において次に掲げる申請又は通知(以下「申請等」という。)をする者(以下「申請者」という。)は、当該申請等を行う前に建築等に伴う公害防止指導申請書(第1号様式)及び建築場所附近の見取図(第2号様式)を市長に提出し、公害防止に関する指導を受けなければならない。

(1) 法第6条第1項に定める確認申請

(2) 法第18条第2項に定める計画通知

(3) 法第42条第1項第5号に定める道路(道路位置指定)の申請

(4) 都市計画法第29条で定める開発行為の許可申請

2 市長は、前項の規定により申請された建築物等について審査し、工事中又は完成後公害が発生するおそれがあると認める場合は、申請者に対し、設計又は工法の変更等必要な指導を行うことができる。

(指導の遵守義務等)

第 4 条 市長は、前条に定める指導が終了した時点において、申請者に対し公害防止対策指導書(第3号様式)を交付するものとし、申請者は当該指導書に係る事項を遵守しなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、指導事項遵守誓約書(第4号様式)を作成し、市長に提出するものとする。

3 市長は、その他必要と認める書類を提出させる事ができる。

(周辺住民への説明)

第5条 申請者は、工事着工の前日までに、周辺住民に対し、文書でもって作業内容の周知を図るため、十分な説明を行わなければならない。

付 則

この要綱は、昭和61年8月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行から平成26年10月31日までの間、改正前の様式での申請についても認めることとする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行から平成28年9月30日までの間、改正前の様式での申請についても認めることとする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。